第１回猪名川町住民投票条例検討委員会（議事録要旨）

令和５年６月２２日（木）１０時～１２時

第２庁舎２階委員会室

【事務局】

本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また足元の悪い中、本委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

早速ですが、配布しております次第に沿って進めて参りますが、最初に傍聴についてですけれども、猪名川町住民投票条例検討委員会傍聴規程に基づきまして対応いたしますので、傍聴者におかれましては資料4の内容を厳守いただきますようによろしくお願いをいたします。

本日は初回の会議でもありまして、猪名川町住民投票条例検討委員会設置条例の附則第2項によりまして、町長が招集し、委員長が互選されるまでの間、会議の議長となるとしておりますので、それまでは事務局にて進行を務めさせていただきます。

私、進行を務めさせていただきます総務課長の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第1、町長よりご挨拶を申し上げます。

【町長】

皆様おはようございます。猪名川町長の岡本信司でございます。よろしくお願いいたします。

本日は朝から激しい雨が降っておりますけれども、お足元の悪い中ご参集いただきましてどうもありがとうございます。

現在、少子高齢社会や人口減少、情報化の進展など、地方自治体においても急激に環境が変化し、それに伴う住民ニーズも多様化・複雑化しております。こうした中で町政に関する重要な事項への対応は、その時々の社会情勢に即して、住民の意思をより的確に把握し、議会と町長がそれぞれの権限に基づき、町政運営に反映していくことが大切であると考えています。

このような中、今回、住民投票条例検討委員会を設置しましたのは、猪名川町の将来にわたって、住民生活に重大な影響を及ぼすと思われる案件に対し、地方自治の基本であります間接民主制を補完し、直接住民が投票でその意思を示し、その総意を議会や町の意思決定に反映させられるよう、常設型の住民投票条例の策定に向けて調査審議を進めていただくために設置したものでございます。これは住民の皆様と私が選挙を通じてお約束した公約の一つでもございます。

本町では過去にも個別型、或いは常設型の住民投票条例案が、住民や議員発議で議会に提案され、審議されましたが、いずれも賛成少数により否決されております。もう少し詳しい経緯は、今日の資料8につけさせていただいておりますので、後でご参考いただいたら良いかと思います。

私はこの意見対立が表面化してからのルール決めや短時間での制度設計には無理があったのではないかなと、そのように思っております。県や市町村などの地方自治についてのルールを定めた地方自治法という法律の第74条に「条例の制定」という規定がございますけれども、いわゆる個別型の住民投票条例については、住民にとりましては、或いは住民側の感想としましては、条例制定を直接請求しても議会の議決が必要なため、制定されるか不確実となります。また、直接請求後、条例制定に一定の時間がかかるために、即応性を欠くものと考えられております。

今回、委員の皆様に調査審議を進めていただく常設型の住民投票条例では、あらかじめ定められた要件を満たせば投票を実施することができ、迅速な対応が可能となると考えております。また、どのような課題であっても、同一の制度で住民投票を行うことができ、制度としても安定しておりまして、住民の町政への参加意識が高まることにより、より一層、住民自治の推進に繋がるものと考えております。

委員の皆様におかれましては、誰もが初めての策定作業となりますので、ご自身のお考えや思われていることを率直にご発言いただき、他市町の事例もご参考にしていただきながら、本町の現状に即した常設型の住民投票条例について協議を深め、ご提言をいただけたらと思っております。

なお、本日、お配りしております資料につきましては、事務方の力作なのでございますけれども、文字がかなり多くてとっつきにくい面も少なくございません。後日、わかりやすい補助資料も送るよう指示しておりますので、大変ご苦労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

次に次第２、委任状の交付をさせていただきます。

なお、本来でありましたら、町長が皆様１人１人に委嘱状を手渡し、お配りするべきではございますけども、時間の都合上、代表いたしまして資料の1に名簿をつけております1人目の石橋様へ町長より委嘱状の交付をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【町長】

石橋章市朗様、猪名川町住民投票条例検討委員会委員を委嘱します。

任期は、答申が終了するまでとします。令和5年6月22日猪名川町長岡本信司。よろしくお願いいたします。

それでは皆さんよろしくお願いいたします。

【事務局】

なお、他の委員の皆様には机上に委任状を配布させていただいておりますので、ご了承お願い申し上げます。

続きまして次第の3、委員紹介でございます。

大変恐縮ではございますけども、今回は初回の会議でございますので、委員より自己紹介を簡単で結構でございますので、資料の1の名簿順によろしくお願いしたいと思います。

【委員】

おはようございます。

関西大学の石橋章市朗と申します。政治学を中心に勉強しております。よろしくお願いいたします。

【委員】

町の顧問弁護士の野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

おはようございます。

猪名川町在住30年の松田と申します。以前、教育職をしておりまして、ただいまリタイアして少しでも町のお役にたてるかなということで参りました。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

次の今仲洋子様につきましては、都合により本日欠席と聞いてございます。

【委員】

猪名川町自治会長連絡協議会の会長の仲間です。よろしくお願いします。

【委員】

おはようございます。

猪名川町商工会会長の住野でございます。よろしくお願いします。

【委員】

おはようございます。

去年度、地域活動団体として子ども食堂つつじがおか食堂を立ち上げさせていただきました、長岡と申します。よろしくお願いします。

【委員】

猪名川町企画総務部長の森と申します。どうぞよろしくお願い。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。まず総務課の今中主幹でございます。

今中です。よろしくお願いします。

続きまして池田副主幹でございます。

池田と申します。よろしくお願いします。

続きまして、巽主査でございます。

巽と申します。よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ここで本日配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、手元にある次第でございます。続きまして、委員名簿の資料1でございます。座席表の資料2、続きまして猪名川町住民投票条例検討委員会設置条例の資料3でございます。同じく傍聴規程の資料4となってございます。続きまして猪名川町住民投票条例の試案として資料5でございます。続きまして、検討委員会での協議事項等について資料6。続いて協議日程スケジュール等の資料7、住民投票条例の経緯として資料8、これが最後になってございます。資料等の不足がございましたら配布いたします。不足はないでしょうか。

続きまして次第の4についてでございます。検討委員会について、担当からまずご説明をさせていただきます。

【事務局】

お手元の資料の3をご覧願いたいと思います。資料3猪名川町住民投票条例検討委員会設置条例をご覧願います。

本条例は令和5年3月24日の3月定例議会において審議の上、議決されて、制定されたものでございます。条例の内容をご説明させていただきます。

まず、第１条に設置として、猪名川町における住民投票の実施に関し必要な事項を定める条例について検討を行うため、猪名川町住民投票条例検討委員会を設置する、と設置目的を第1条で定めております。

第２条に所掌事務として、委員会は、町長の諮問に応じ、常設型の住民投票条例の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。この委員会ですることを定めております。

第3条に組織として、委員会は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱し、または任命する8人の委員以内の委員をもって組織する。学識経験者、一般公募により募集したもの、その他町長が必要と認めるものと委員の構成内容を定めております。

学識経験者として、関西大学法学部教授の石橋委員と町顧問弁護士の野田弁護士の2名、一般公募により募集したものとして、町民の松田委員と今仲委員の2名、その他町長が必要と認めるものとして、公共的団体の連絡協議会会長の仲間委員、同じく公共的団体の町商工会会長の住野委員、地域活動団体のつつじがおか食堂代表の長岡委員、町企画総務部長の森委員の4名、合わせまして計8名で検討委員会は構成されております。

第4条に任期として、委員の任期は委嘱または任命の日から第2条に定める事務が終了する日までとする。委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができると定めております。

第5条に委員長及び副委員長として、委員会には委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。委員長は会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理すると定めております。

第6条に会議として、委員会は委員長が招集し、その会議の議長となり、会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。会議の議事は出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによると定めています。

第7条に関係者の出席等として、委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができると定めております。

一つ飛びまして、第9条に庶務として、委員会の庶務は、企画総務部総務課において処理すると定めており、検討委員会における事務全般を総務課において執り行います。

第10条にその他として、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めると定めております。

次にお手元の資料4をご覧願います。資料4、猪名川町住民投票条例検討委員会傍聴規程をご覧願います。この規定は、この検討委員会の傍聴に関して必要な事項を定めております。主には傍聴される時に守っていただく内容を考えております。

以上でございます。

【事務局】

ありがとうございます。説明は以上です。

次に議題5、委員長及び副委員長の選任についてでございます。先ほど担当者から説明がありましたように、条例第5条第1項の規定により、まず、委員長及び副委員長は委員の互選によって定めることとなってございます。互選ということですので選出方法はいろいろあると思いますが、何かご提案はございますでしょうか。

<発言なし>

特になければ、事務局から案を提示させていただいてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、こちらから提案させていただきます。

【事務局】

事務局案についてご説明をさせていただきます。

検討委員会委員は、8名で構成されております。人数構成といたしましては、学識経験者から2名、一般公募により2名、その他4名となっております。また、委員長、副委員長には、検討委員会の運営全体の調整や委員長の補佐等をお願いしたいと考えております。

まず委員長候補としまして、政治学や公共政策学を専門とされ、法律論に関する知見を幅広く持たれ、また関西大学と本庁との連携事業にも尽力をいただいています関西大学法学部教授の石橋委員をご推薦申し上げます。また、副委員長には、町の顧問弁護士として訴訟や法律相談などに尽力をいただいております野田総合法律事務所の野田委員をご推薦申し上げます。事務局案としまして、石橋委員と野田委員を候補者としてお諮りしたいと思います。

以上でございます。

【事務局】

今、担当からご説明させていただきました2人にお願いしてよろしいでしょうか。

異議はございませんでしょうか。

<他委員異議なし>

ありがとうございます。

それでは石橋委員、野田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは石橋委員長と野田副委員長にそれぞれ簡単で結構ですので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

【委員長】

　互選により委員長に就任いたしました石橋と申します。皆さんのご協力いただきながら、議事を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【副委員長】

　副委員長にならせていただきました弁護士の野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それではよろしくお願いいたします。

次に次第6の諮問でございます。委員長、副委員長が決まりましたので、ここで岡本町長より石橋委員長に住民投票条例の策定に関しまして諮問をさせていただきます。

石橋委員長と町長は前へお願いいたします。

【町長】

　諮問　猪名川町住民投票条例案の策定について（諮問）。

猪名川町住民投票条例検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、常設型の住民投票条例案の策定について検討委員会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

【委員長】

　かしこまりました。

【事務局】

よろしくお願いいたします。ここで岡本町長におかれましては別の公務でご退席をさせていただきます。

【町長】

　皆さんよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは諮問書をそれぞれに配布させていただきます。

それではここからは条例第6条の規定に基づきまして、議長は委員長ということでございますので、石橋委員長にこれからの進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【委員長】

　それでは議事をすすめます。

先ほど町長から、猪名川町住民投票条例案の策定について諮問を受けました。諮問書の写しを各委員に配付しておりますのでご確認をお願いいたします。

次に、住民投票条例案の策定につきまして、事務局において、資料の作成、課題や論点の整理などをしていただいていると伺っておりますので、今後の検討委員会のスケジュール等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

失礼いたします。

お手元の資料8、猪名川町における住民投票条例の制定についてになります。資料8をご覧願います。

先ほど町長の挨拶の中にもございましたが、猪名川町における住民投票条例の経緯について、本町では、これまで個別型、常設型を含め、過去3回、住民投票条例案が議会に提案され審議されましたが、いずれも賛成少数により否決されております。

1回目は、令和元年5月に2671人の署名、当時の有権者総数の約10％に当たりましたが、住民の直接請求によりまして住民投票条例の制定が請求され、町長が意見を付して第394回議会、令和元年6月の定例会に道の駅いながわの整備事業に関する住民投票条例制定案が提案されました。直接請求者18名のうちから3名が議会で制定に係る意見陳述をされました。総務文教常任委員会の審議では賛成少数で否決され、本会議でも賛成少数で否決され、廃案となりました。

2回目は、議会の議員提出議案により、第397回議会、令和元年12月の定例会に道の駅いながわ移転整備事業に関する住民投票条例制定案が提案されました。総務文教常任委員会の審議では賛成少数で否決され、本会議でも賛成少数で否決され、廃案となりました。

3回目は、議員提出議案により、第398回議会、令和2年3月の定例会に猪名川町住民投票条例制定案、常設型が提案されました。総務文教常任委員会の審議では賛成少数で否決され、本会議でも賛成少数で否決され、廃案となりました。

今回、常設型の住民投票条例を求めている理由としましては、地方自治法第74条の規定に基づく個別型の住民投票条例については、住民にとりましては、条例制定の直接請求をしても議会の議決が必要なため、制定されるか不確実となります。また、直接請求後、条例制定に一定の期間がかかるために即応性を欠くものと思われます。

常設型では、あらかじめ定められた要件を満たせば投票を実施することができ、迅速な対応が可能となります。またどのような課題であっても、同一の制度で住民投票を行うことができ、制度として安定しており、住民の町政への参加意識が高まることで、より一層の住民自治の推進に繋がるものと考えております。

次に、お手元の資料7、協議日程、スケジュール等についてご覧願います。検討委員会は、本日の検討委員会を含めまして4回開催を予定しております。本日、町長より常設型の住民投票条例案の策定に関する諮問を受けていただきまして、10月末までに提言書をまとめて答申していただくことになります。7月から9月の間に第2回と第3回の検討委員会を開催して、他市町の策定でも特に丁寧に協議をされた項目を中心に、協議を進めていただく予定です。第4回検討委員会を10月に開催し、協議検討して作成いただいた提言書を町長に答申していただきます。この検討委員会の協議の進捗状況や提言書については、町幹部職員が出席する庁内政策会議にも適宜報告をいたします。答申を受けた提言書をもとに住民投票条例の素案を作成して議会に報告し、町ホームページなどに公表してパブリックコメントにかけ、広く意見を求めます。パブリックコメントでいただいた意見を検討して、住民投票条例案を作成し、3月議会に提案する予定で考えております。3月議会で審議の上、議決をいただき、令和6年4月1日から施行する予定です。

次にお手元の資料5、猪名川町住民投票条例試案をご覧願います。よろしいでしょうか。説明をしていきますので、ご不明な点がありましたら、遠慮なく言っていただけたらと思います。この資料の表紙にも書いておりますように、これはあくまでも事務局の試案として、他市町の住民投票条例を調査研究する中で作成したものでございますので、猪名川町の住民投票条例の策定にかかる、あくまでたたき台として活用するものでございます。これありきではなく、あくまで協議するためのたたき台として、活用するものであることをご理解いただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1ページ目をめくっていただきまして、1ページのところですけれども、ここに住民投票条例の趣旨を書いてございます。猪名川町の将来を左右するような重大な問題や、町政に大きな影響を及ぼす事項について投票という手段により、町長や議会が直接住民の意思を把握して、その総意を町政に反映していくための具体的な手続きや必要な事項を住民投票条例で定めていきます。

住民投票制度には、あらかじめ住民投票の対象となる事項や、発議の方法、投票資格などを条例で定め、要件を満たしたときにいつでも投票ができる常設型と、地方自治法に基づく住民の直接請求や首長または議員の提案により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する個別設置型があります。

常設型は、まちづくりにおける住民の参加機会を安定的に担保することができるとともに、円滑かつ迅速に対応可能となり、個別設置型のようにその都度制度設計や条例制定が必要になり、場合によっては合意が得られず、投票に至らないことも想定されることから、本町では常設型の住民投票条例を策定いたします。

その横になりますが、目次がございます。目次をご覧願います。

第1条の目的から附則まで28項目にわたり盛り込むべき事項を試案として明示しております。

次に2ページをご覧願います。この試案のまとめ方について簡単にご説明いたします。どの条文におきましても、この条例の一つの見本として第1条をご説明いたします。第1条として住民投票条例を制定する目的を記載しています。その下に、この条文を定めるに至った考え方を記載しております。そして、さらにその下にメモ欄を設けまして、この条文を読んで感じられたことをメモしていただけるようにしております。本日、お配りいたしまして、また委員の皆様のお時間のある時にこの試案についてそれぞれ読んでいただいて、その時に感じられたことをメモしていただければと考えております。このように、条文、考え方、メモ欄という形式は、最後のページの36ページの附則まで28項目にわたり同じスタイルでしております。あくまで、この試案をたたき台として、また次回の検討委員会で、他市町の条例も参考資料として別途提供させていただきたいと考えておりますので、そういう形で協議を進めていきたいと考えています。

次に、資料6をご覧願います。資料6は1枚ものでございます。検討委員会での協議事項等についてということで、先ほどご説明いたしました資料5の猪名川町住民投票条例の試案28項目のうち、12項目を特に協議を要するものとして重点的に協議していただいて、残り16項目は関係諸法令での取り決めや一般的な事務手続きとして、事務局から説明して内容をご確認いただき、特にご意見がある場合には協議いただくということで進めさせていただきたいと考えております。検討委員会で協議いただく特に重要な案件、時間を取りながら丁寧に協議をいただきたい項目につきまして、事務局として12項目、表に書いてございますが、検討委員会で協議という欄で協議①から協議⑫までの12項目を特に重点的に協議をいただきたい。また他市町の策定事例におきましても、議論が大分出たところでございます。それ以外の16項目につきましては、事務局からの提案ということで、提案①から提案⑯までとしておりますが、一般的に関係諸法令での取り決めや一般的な事務手続きとして掲げている条文となりますので、そういった条文につきましては事務局から説明をさせていただいて内容をご確認いただき、特にご意見がある場合には協議いただくということで進めさせていただきたいと考えております。

【委員長】

　ありがとうございました。事務局からの説明について、ご質問ございませんでしょうか。協議事項が12あり、事務局からの提案もございます。議論することがたくさんございますので、ご質問がないようでしたら、まだお時間がございますので、「協議事項①　住民投票に付すことができる事項」について、「資料5　猪名川町住民投票条例試案」をたたき台にしながら、協議を進めて参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは異議がなかったものといたしまして、協議を進めて参ります。事務局より、試案の資料5の第2条についてご説明ください。

【事務局】

　資料5の猪名川町住民投票条例試案の3ページをお開き願いたいと思います。

第2条ですが、ここでは住民投票に付すことができる事項としまして、住民投票の対象となる町政に関する重要な事項と、投票の除外事項について定めております。

これから条文の説明とその下に書いております考え方を簡単に説明させていただきまして、皆様からご意見をいただけたらと思っております。

今回、今日初めて協議を皆様に進めていただくのですけれども、今から協議をする第２条の状況を見させていただきながら、今後の協議の進め方についても参考とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

第2条第1項としまして、この条例において、町政に関する重要な事項とは、現在または将来の町政に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有し、住民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるものについて行うことができる。ただし、次に掲げる事項を除くこととしておりまして、こういった条文を作成するに至った考え方は、その下の考え方の（1）第１項についてに記載しています。

第1項に記載していますように、住民投票制度が住民の町政への参加を進めていく上で、重要な制度として活用されていくためには、できる限り対象を限定せず、基本的に町政に係る重要事項は広く対象とすることが適当ではないかと考えております。また他法令との整合性やその結果がもたらす影響などを考慮する必要があることから、第２条のところでは、次の（1）の第1号から（7）の第7号について、町政に関する重要な事項であっても投票の対象から除外することが望ましいという部分を書いてございます。

まず対象から除外することが望ましいと考える第1号、町の権限に属さない事項。ただし、町及び町民の福祉及び利害に直接関わる場合は、この限りではないにつきましては、考え方のずっと下がりまして、その3ページの下から6行目にあります考え方の①第1号についてで記載していますように、町の権限に属さない事項とは、国や県の権限に属する事項で、町が意思決定できないものをいいます。例えば憲法改正や国立病院の建設などです。しかし、町長の権限に属さない事項であっても、住民の利益や権利に深く関わる事項については、町として意思を表明することも想定されることから、この場合は住民投票の対象事項とすることも可能としております。第1号に記載している内容についての考え方でございます。

続きまして、第2号、条文の中では（2）住民投票を実施することにより、特定の個人または団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害する恐れのある事項については、4ページの上から2行目の考え方の②第2号で記載していますように、住民投票を実施することにより、特定の個人または団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害する恐れがある場合は除くように規定をしております。

次に第3号、条文では（3）法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項については、4ページの考え方③の第3号についてで記載していますように、他法令に基づく住民投票には、日本国憲法に基づく地方自治特別法の制定に伴う住民投票や、地方自治法に基づく議会の解散の請求や議員及び長の解職の請求が定められているほか、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併協議会設置協議に伴う住民投票がございます。これらについては、法律上制度があるため除外をしております。

次に、（4）のもっぱら特定の住民もしくは地域または自治会に関係する事項につきましては、4ページの④第4号についてで記載していますように、対象がもっぱら特定の住民または地域、自治会に関することについて、直接的な利害に関わらない多数の住民意見が少数意見を封じ込めるなど、公平な投票結果が得られない可能性があることから除外をしております。例えば、特定の地域の学校の統廃合といったことなどです。

次に第5号、（5）町の組織、人事、財務に関する事項について、4ページの中程にあります考え方⑤第5号についてで記載していますように、住民投票は主に政策決定に住民の意思を的確に反映させるために行われるものでございます。町の組織や人事、財務に関する事項は町長の執行権に係る事項であることから除外をしております。例えば、課の設置などの組織再編といったことになります。

次に第6号（6）の金銭の増減または徴収に関する事項、4ページの中下段の方にあります⑥第6号についてで記載していますように、地方自治法に規定する条例の制定または改廃に係る直接請求の対象から地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除いております。これは本質的な政策の議論と切り離して、住民の負担が軽くなることのみをもって、誰からも賛成が得られやすいものであり、適切な判断基準を持って、投票することにならない可能性があると考えるため、除外をしております。例えば住民税の引き下げ、公共施設使用料の引き下げなどそういったものでございます。

最後に第7号になります。（7）全各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項については、4ページの下段、考え方の⑦第7号についてで記載していますように、住民投票の対象となる町政に関する重要な事項は、基本的に前第1号から第6号、これまでご説明しました6つに掲げた項目が除外されますが、除外すべき事項をすべて列挙するのは困難であり、今後除外することが適当と判断される事案が生じる可能性もあることから、この規定を設け対応したいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

　ありがとうございました。住民投票制度の仕組みについて、私から補足をいたします。普段は、町長と議会、議員が、町政に関する重要な事項を決めていくという仕組みが採用されています。町長は、幅広い意見を集約するという役割を持っています。それに対して議員は、町長よりも少ない得票数で当選することもできますので、地域、地区、それからいろいろな仕事関係とか、そういった意見を集約するという役割を持っております。どちらとも民意なわけですが、それらがうまく合わないとか、対立するとかいったことも当然あります。そうした違いは、議会審議をつうじて調整されます。ですが、それでもなかなか話がうまく進まないときがあります。それに対処するための方法の１つとして住民投票があります。こうした仕組みは、1990年代の初めぐらいから、徐々に採用されるようになりました。人間の体でいうと、熱が出たとか、体に痛みがあるとかいった場合に、いろいろな治療方法があるとは思うのですが、その１つとして、住民投票というやり方が加えられたということです。今回の提案がそれに当たります。

住民投票制度には２つのタイプがございます。１つは個別型の住民投票制度です。特定のテーマのために条例を決めてから、そのためだけに住民投票を行うやり方です。例えば、原子力発電所を作るので、その問題だけについて住民投票を行うやり方です。これが日本の住民投票制度の主流となっています。しかし、個別に住民投票を条例で作るとなると、議会に条例案を提案し、議会で審議をするなかで、いろいろな意見が出るため、意見がなかなかまとまらないということもあります。その結果、住民投票という仕組みを使うことができない、ということもたびたびありました。

ということで、近年、２つめの常設型の住民投票制度が整備されるようになりました。いつでも住民投票をできるような仕組みを事前に作っておくことになったということです。専門の病院を作っておき、何かありましたら、そこに行きましょうということです。こうした病院を住民の方にお知らせをしておくと、住民の方が安心するように、何かあったときには、こういう方法を使えばいいのだということになります。こうした考えから、もう１つの仕組みが生まれたと考えております。

おそらく、日本には1700ぐらい自治体ございますが、この仕組みを持っている自治体は1割もないのではないかと思います。非常に新しいタイプでございます。実施例もあまりないということですね。近くの自治体では、豊中市が比較的早い時期から、このタイプの条例を導入しています。ただ、この制度はあまり使われたことはありませんので、この制度を導入すると何が起きるのかが、よくわからない状態にあります。ですから、何が起きるのか、どういったところで問題が生じるのかといったことを、あらかじめチェックするのが、この委員会が設置された趣旨でございます。

私も一応条例案は読んではおります。しかし、結局のところ、猪名川町の皆さんの政治についての考え方とか、これまでの政治に関する経験であるとか、いろんなことが積み重なって、この仕組みが動きます。私は全くどういうことになるのか分かりません。皆さんに意見を聞きながら、こういうことが起きるのではないかとか、こんなリスクが生じるのではないかといったことを洗い出して、それを町長に意見する、これがこの委員会の役割かと考えております。

おそらくこの制度によって町の自治がよくなるだろうといったことが、目的のところに書かれています。それはなぜかといいますと、例えば、何か新しい事業を始めるときに、住民投票の対象にならないように、より丁寧に住民に説明をするようになる、といったことが考えられるからです。また住民にもっと町政参加をしてもらうことで、住民投票を避けようと、町長、議員、その他職員の方もお考えになると思います。そうなると、むしろこの制度は使われないほうが望ましいという見方もできるわけです。とは言いましても、実際、この制度を使うことになりますと、住民が考えた通りに、しっかり作動するような仕組みになっていなければなりません。そのために条例を作っておくということが、今回の町長のご意見や考え方にあるのではないかと推測しております。

今説明がありました第2条は、いろいろなことが書かれていますが、簡単に申しますと、住民投票の対象となるテーマを決めておこうとするものです。あらゆることを住民投票で決めていくとなりますと、これはこれで混乱します。そこで、これについては住民投票のテーマにしていいですよ、これについては住民投票のテーマにすることを避けましょうとか、こういうテーマは望ましい、これは望ましくないとか、２つのことが書いてございます。また第2条の上から3行目に書いてありますが、住民は賛成か反対かの２択で意思を示します。そのため住民投票では、あまり複雑なことを決めることができません。

ではどのようなテーマが、住民投票にふさわしいのでしょうか。それは、1行目に書かれているように、現在または将来の町政に重大な影響を与える、またはそういったことが予想されるような事柄です。その次に、町及び住民全体と書いてありますので、個別的なことは住民投票のテーマから避けるということです。ここに「将来」という文言が入っていますので、いまいる住民だけでなく、これから猪名川町で生まれ育っていく子供たちの将来についても考えなければならないということです。住民投票は、こうしたことについて、住民に直接意思を確認するとあります。

住民投票で非常に重要なのは、住民に意思を表明してもらい、それを確認するという点です。猪名川町には約3万人の住民がいるので、いろいろな意思があると思うんですね。住民投票は、それをできるだけ集約し、選択肢を賛成と反対に絞り込んで、それで意思を表明し、それを確認する機会です。その結果を受けて、町長や議会はもう一度考え直し、そして最終的な決定を行うのです。なお、この住民投票の結果によって、ただちに条例や住民を拘束するようなルールが決定されることはありません。むしろある程度緩やかな仕組みを間に入れておき、何が町民の意思なのかを確認するということが書かれております。こうしたことを住民の方にしっかり説明し、理解していただくための資料なども期待されるところであります。

さて今度は第２条の⑴から⑺までについてです。これまでは何ができるのかを説明していたのに対して、⑴から⑺までは、何ができないのかを説明しています。まずは⑴、町が権限を持たないようなテーマについてです。住民投票で何かを決めてもあまり意味がないのではないかということが書かれていると思います。町が政策や事業として実施できる事柄に限定しましょうということですが、「ただし」がございまして、町に権限がなくても、住民投票のテーマにしてよいというような規定があります。例えば、近くに何か大きな国の施設ができるといった場合です。これは、たとえ隣町のことであったとしても、重大な影響を受けますので、その時は猪名川町として意思を、住民全体の意思を表明していきたいということがあるのかしれません。それは他の自治体に対して、兵庫県や大阪府、国に対してかもしれません。いろいろな人々に町民の意思を理解してもらう、そのために、この但し書きが置かれているということです。

次に⑵についてです。法律で定められた、特定の個人や団体、地域の住民の権利を犯すようなもの、特に個人の利益や尊厳、公共の利益については、人権の侵害につながりますから、住民投票の対象には相応しくないということです。

以上2点について何かご意見はございませんか。また住民投票の対象となるテーマについてもご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。また分かりにくい点があれば、事務局に説明をお願いしたいと思います。

<発言なし>

【委員長】

　第２条の最初の4行ですけれども、このような方向性で仮置しまして、議論を進めていきたいと思います。おそらく将来に重大な影響を及ぼすような事柄については、町の中で議論を進められており、それがどういう問題であるのか、住民にとってもかなり明らかな状況といったものが、すでにあるのではないかとは思います。そういったことについて、住民が意思表示できるようにしておく、ということが最初の4行でございました。

次の⑴から⑺は、そこから除かれる事柄でございます。ここで少し注意が必要なのは、これを誰が望ましいとか、望ましくないとかを判定するかと言うことです。町長が判定される、判断することになっています。ということは、場合によっては、町長が自分の考えと違うから、これはやりたくないとか、そういったこととかになったりする。それがあまりに行き過ぎてしまいますと、住民としては本当に住民投票を実施できるのかが不確実、はっきりしないってことになりますので、ここもはっきりさせておくことが大事かと思います。

広島市で、広島市民球場の取り壊しをするときに、住民投票をしたいと、住民から申し出があったということですが、それに対して市長は、要するに重大ではないと判断をしたというようなことが、正確ではないかもしれませんが、報道されておりまして、裁判になったこともございます。ですから、この2条で、何を住民投票の対象にするのかしないのか、しっかり議論をしておく必要があるかと思います。

町の権限に属しない事項がその１つです。ただし、住民意思を国や他の自治体に明らかに表明したいときには、この限りではないということですが、これは最終的には町長が判断するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい

【委員長】

次に具体例として国立病院の建設、憲法改正が示されています。憲法改正はそうだなと思います。ただ国立病院の建設に関して、猪名川町は全くその権限とか持たないのでしょうか。

【事務局】

基本的にはもたない。

【委員長】

　でも全くゼロでもない。

【事務局】

ゼロではない。

【委員長】

　具体例として国立病院の建設が挙げられると、これは住民投票の対象とすることは駄目なんだと諦められてしまうかもしれない、それだともったいない気もします。場合によっては、何らかの方法で、町が影響を及ぼすこともできますので、この具体例が適切かどうか、少し検討した方が良いのかなと思っています。

猪名川町では、これまでに住民として、他の自治体、国、住民全体、日本社会全体に対して意思を表明するような動きはありましたか。

【事務局】

これまで国とか社会全体というところまでの部分はないかと。

【委員長】

　あともう一つ、今度でもいいのですけれども、条例の改廃、住民請求することができるようになっております、2％でよろしかったでしょうか、住民の条例の改廃請求についてですが、これまでの住民投票の条例の制定について議員から請求はありましたか。

【事務局】

はい。過去3回ある中の1回目は住民からで、残り2回については議員からありました。

【委員長】

　住民は、議会に対してこういう条例を作ってくれとか、これを廃止してくれというようなことを請求することができますが、これまでどういうものが他にあったのか、ご記憶とかございますか。

【事務局】

　記憶に新しいものとしましては、やはり令和元年の5月に住民投票条例を個別型ではありますけど、それを定めて欲しいということで署名活動されたことがあるのですが、過去において住民の方がこれまである条例の改廃、今ある条例をもう少しこういうふうに直して欲しいとか、そういった部分はちょっと聞き及んでないように思うんですけども。

【委員長】

　もしお手間でなければ、過去10年くらいさかのぼって、住民が議会に何を要望したのかを教えてください。つまり住民の意思を叶えたいという時に、議会に条例を作ってもらうという方法が使われたかどうかです。逆に言うと変といえば変ではありますが、ここに出てくるような内容について、条例を作ってくれといったことはなかったということでよろしいでしょうか。つまり、住民の権利を脅かすような条例を作って欲しいといった事項は、これまでありましたでしょうか。

【事務局】

特にそういったものはちょっとなかったように思います。

【委員長】

　条例を作って欲しいとかやめて欲しいとかいったことに関して、これまでにも議会に対して請求があったということです。それとかなり似たところが、住民投票条例にもあるかと思います。そして、そういうような特定の住民の権利を侵すような請求等は、記憶にはないということでございます。

（3）は、法令で住民投票ができることが決まっているものです。これについては、改めてこの制度を使う必要はないということです。ここはかなり明確かなと思っております。具体的には日本国憲法に基づく地方自治特別法の制定に伴う住民投票、地方自治法に基づく議会の解散の請求や議員及び長の解職の請求、市町村合併をするときの合併協議会設置協議に伴う住民投票など。これらは法律ですでに定められているので、この条例案に基づいて決める必要はないということです。市町村合併に基づく住民投票は、平成の大合併のときにかなり用いられました。いろんな自治体で住民投票の経験が進んでいるのが現状でございます。むしろ住民投票を経験した自治体が、別の住民投票をやってみる、そういうふうに自治が進んでいくという話も聞いております。憲法が定める地方自治特別法の制定は、ほとんど最近はみられませんが、過去には京都市を観光都市にするために法律を特別に作るといったことがありました。

（4）は、専ら特定の住民もしくは地域または自治会に関係することです。これは、住民投票の対象にすることは相応しくないのではないかということです。4ページに説明が書かれています。専ら特定の住民、地域自治会に関することについて、直接的な利害関係にかかわらない多数の住民意見が少数意見を封じ込めるなど、公平な投票結果が得られない可能性があるということで、これを除外するということです。名誉町民証授与は、住民投票のテーマには相応しくないというご理解かと思います。次の特定の地域の学校の統廃合についても、確かにそういった側面があるかと思います。ただ、これは住民の関心も高まるテーマだと思います。どのようなお考えで、具体例に挙げられたのでしょうか。

【事務局】

はい。これまで猪名川町の中におきましても、一応、中学校の統廃合だったりとか、幼稚園の統廃合だったりとか、そういったものがございます。それにつきましては、早い段階から地元にご説明させていただいたり、学校ＰＴＡにご説明さしていただいたり、非常に早い段階から丁寧に説明を地元に入って、また、教育関係の部分におきましても説明を丁寧にさせていただくという形で、これまで対応をさせていただいております。そういった手法で住民投票までは至らずに、本来その行政がすることにおきましては住民投票まで行かないように、本来であれば地元なり住民にご説明をして、この疑問にもこたえながら、より納得いただいた中でより妥当な形でご理解いただくような形で、これまでも行政の事務をすすめてきております。その他、学校教育関係につきましても、これまでそういった形でさしていただいておりまして、現在のところまだこの住民の方にご理解を十分いただいておりますので、住民投票条例の中までは定める必要がないのかなと考えております。

【委員長】

　ありがとうございます。

学校の統廃合のほか、行政施設のあり方についても他の自治体で結構議論されているイメージがあります。こういう問題がこれから猪名川町でも起きるかもしれません。高度経済成長期から90年代ぐらいまでは、自治体の予算は増えましたが、これからいろいろ減らしていくという議論も増えてくるかと思います。こういったテーマについて、どこまで住民投票条例の下で議論するかは、なかなか難しいところがありますが、もしこの点につきましてご意見等ございましたら、お願いできればと思います。

【委員】

　直接の利害にかかわらないとは、どういう判断になるのですか。

【事務局】

例えば、例に挙げますと、学校の統廃合であれば、学区、校区、そういった方々という形になります。

【委員長】

　これまで過去に学校の統廃合の事例はございますか。

【事務局】

はい。例えば北部の中学校を統廃合しております。南部でも幼稚園につきまして統廃合しております。小学校につきましても、猪名川町の真ん中辺ぐらいのところですけれども、そこの小学校につきましても統廃合しております。

【委員長】

　直接的な利害関係者というのは、どこかぼやっとしたような印象もあるのかなと思います。学校は子どもが通うところですが、地域の運動会をするといったこともあり、コミュニティを維持する役割を果たすこともあるように思います。何かそういう直接的な利害にかかわらない部分が、学校の統廃合や行政の施設を減らすといった時には、論点になるのかなと思いまして、少し議論をしておいたほうがよいと考えております。

【委員】

　結局文章として残った場合に、（4）だけ読んだら恣意的にどんな風にでも変えられてしまうような。いろんな意味に読みかえられるようにこういうふうにおいているのですか。

【事務局】

はい。委員もおっしゃっておられますように、この対象となる事項が広範囲に及ぶ部分になるかと思われますので、そういったことから専ら特定の住民もしくは地域または自治会に関しての事項ということも広めの表現方法にさせていただいております。

【委員長】

　住民の方がこれお読みになったときに、学校がそうであれば、公民館もこれに含まれるのかなど、対象がいろいろ広がっていくような気もいたします。どこで歯止めをかけるのかというところが少し気になっています。

また、住民意見が少数意見を封じ込めるというのは、若干気になる表現です。確かにそういった状況はもちろんあり得るとは思うのですが、「封じ込める」以外に何かやわらかい表現を検討しても良いかなと思います。

【事務局】

　違う言葉を検討します。

【委員長】

あと例示について、「学校統廃合」を出すか出さないかも検討いただきたい。

【事務局】

この中の例示で特定の学校と地域の学校と入れているんですけども、学校の統廃合となったら大きい分野でも考えられますし、そこの校区だけの問題ではないととらえられる方もいますので、ここはあくまでも例示で出したのですけども、違う例示の方が適切であればそういうものにかえさせていただけたらなと考えています。

【委員長】

　ここの部分、いろいろ広がりがあったりしますので、誤解が増えないような形で、第4号をかえていただくようにお願いします。

あと確認ですが、自治会というのは条例でこれが自治会であるみたいなことが規定されているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。猪名川町の中に49の自治会がございます。その自治会がそれに該当します。

【委員長】

　他の自治体の条例には、自治会という文言が入ってなかったので、結構珍しいと思いますが、これを入れた理由はありますか。

【事務局】

地域という言葉の中に自治会も含まれるのかもしれないんですけど、自治会の協力なしには町の行政運営はなかなか進まない部分がございますので、そういったことからも自治会という言葉を入れさせていただきました。

【委員長】

　はい、わかりました。町の特徴はいろいろ違います。猪名川町に相応しい表現方法を是非お考えいただければと思います。

　次に（5）町の組織、人事、財務に関する事項を確認いたします。

住民投票は、主に住民の意思を政策決定に的確に反映させるために行われます。町の組織や人事、財務に関する事項は、町長の執行権に関わる事項であることから、住民投票の対象から除外するということが書かれております。政策や事業は、こういうふうに経済的に発展する町にするとか、福祉を大事にする町とかといった方向性を表すものであり、町長や議会が政治的に決定するものだと考えられます。その背後には、当然町民がいるわけです。

それに対して執行は、船を漕ぐ力を生み出すエンジンの部分に相当します。執行権に基づいて決められる職員の普段の業務は、住民投票の対象から除外するという理解かと思います。「政策」とは重要事項に関することであり、政策を具体化したものが、事業やプロジェクトと呼ばれます。一番問題になりやすいのは、この事業のところになるかと思います。道路を作るといった事業は、住民の生活に大きな影響をおよぼすこともあるかと思います。そういったところが住民投票の対象になるということです。どういうふうに役場を動かしていくのか、エンジンで、どうやって船を動かしていくのかといったことは、住民投票の対象から除外をしたいということです。

課の設置などの組織再編、部長の降格、組織再編は、条例等で町長が決定するということでよろしいですか。

【事務局】

はい。町長です。

【委員長】

　議会が決定する分野は特にない。

【事務局】

議会で議決されます。

【委員長】

　わかりました。ということで町長の執行権に含まれるということでございました。

何かこの具体例などの説明につきまして、ご意見ございますか。

<発言なし>

【委員長】

次に⑹ 金銭の増減また徴収に関する事項についてです。これらは、地方自治法が定める条例制定改廃の直接請求の対象から除かれているということです。金銭ですから、条例や政策と無関係ではないわけですが、むしろ一体で議論をしていく必要もあるというような理解から、使用料金等の徴収、住民税、公共施設の使用料の引き下げなどは、住民投票の対象にはしないということでございます。

これについて、何かございますか。

<発言なし>

【委員長】

　最後になりますが、前各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項については除外をするということです。除外すべき事項はすべて列挙できないので、今後除外することが適当と判断される事案が生じてしまった場合には、この規定を設けて対応するということです。

住民の方も疑問に思われるのは、ここで町長がどういうふうに判断をするのかというところです。先ほどの地域の学校統廃合等もそうですけれども、これは今日の議論の対象に入っておりませんが、住民投票の対象とするかどうかは町長が判断をすることになります。そのため住民からすると、不確実だというふうに思われるかもしれません。これまでは、議会が住民投票のハードルだと言われてきましたが、町長がそこで何を住民投票のテーマにするのか、何をテーマにしないのかを決めてしまう、そういう不安を感じる住民もいらっしゃるかと思います。

もし町長がこれは住民投票のテーマにしませんと言いましたら、それで終わりということになりますでしょうか。そのあと広島市は、裁判の方にいったということですが、何かその点につきまして、議論などをされましたか。

【事務局】

議論というところまではいかないのですが、他市町の事例はどうなっているのかいうところは探しました。他市町においても同じような形で書かれている部分がございましたので、こういう形になるのかなと思いました。

【委員長】

　教科書的には、二元代表制の下で、首長と議会は車輪の両輪だと言われます。そのように運用されていると思いますが、ただなかなか町長の権限が強いところもございまして、それを心配される住民の方もいらっしゃるのかなと思っております。

今日ここで結論を出すことはないと思うんですけども、町長に何ができるのか、何ができないのかといったことは、ずっと論点になるかと思います。その辺りにつきましても、ご検討の中に入れていただければと考えているところでございます。

以上、第2条「住民投票に付すことができる事項」でございますが、全体を見直しまして、何かご意見はございますか。

【委員】

　よろしいでしょうか。

これ最初見せていただいた時、一番に思ったのが7号のところです。つまり、上でこれはできませんよと個別に述べている中で、当然ながら全部列挙するのは困難ということはすごくよくわかります。ただ、それが明らかに適当でないと認められる、その部分を誰が判断するのかなと思ったら、委員長から町長という話で「ああそうなんだ」と。今委員長がおっしゃったからこれは誰が判断するのかを理解しましたが、この文面だけではなかなかそこまで理解できないのではないかなと思います。

7号は僕は必要だと思っています。全部書ききれないこともありますし、常設型は乱用されるということが一番デメリットとして大きいですから、こういうふうにできない部分を列挙することはいいと思うんですけども、その7号で「それ駄目これ駄目」と自由自在につくれますよね。だから、よほど慎重な書き方をしないといけないと最初思いました。だから、私の言うことが適切かどうかわからないけど、「最終は町長の判断によるもの」とかそういうふうにしていただくとまた見えるかなと。これ誰が明らかに良くないというものを判断するのかなとずっと思っていました。

以上です。

【委員長】

　条文のどこを参照すれば、町長が判断するということが分かるのでしょうか。9ページ、第6条の2項の部分が町長の権限という理解で正しいと思ったんですが、第6条「代表者証明書の交付等」とはどのようなものでしょうか。

【事務局】

請求代表者となるための手続き等について定めておるのですけれども、その代表者の方を定めて、その方が請求を実施されたときですけども、この方が住民投票を請求されている代表者ですよということを確認し、証明する文書になります。

【委員長】

　住民投票を実施したいと思った住民がいたとして、「この人が、本当に住民投票の実施を求めている人ですよ」ということを、ちゃんと町として認めないといけない。

住民投票の請求者の代表者であることが証明されると、いろいろな活動ができるようになります。この第6条には、代表者証明書が交付されなければ、住民投票に向けた活動ができなくなってしまうということが書かれているわけです。その2のところで、住民投票実施請求書、すなわちこういうことを住民投票で問いたいですと書いた請求内容が、2条の1項、先ほど議論いたしました、町に権限が属さないとか、権利侵害に当たるとかそういったものだと認められるときには、その申請は却下されるということです。そうすると、それ以降の住民投票に関する活動は、公式にはできなくなってしまうということでございます。

ここは、町長のある種の権限ということです。ここからおそらく第2条7号「住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる」かどうかが判断されます。それから２条1号から7号に書いてなくても「重大な影響を与えない」と町長が判断した場合に、住民投票の対象から外れてしまうという意味で、この2条の内容と6条2項は非常に結びついております。ここを通過できるかどうかが、おそらくこの住民投票を実現したいと考えている方にとって、大きな壁になる可能性があるということです。

それから、議会も住民投票を請求できるという規定になっているということでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

　議会もここで請求書を提出するという手続きになっているのでしょうか。

【事務局】

いいえ。議会は第4条に請求または発議というものを設けておりますけれども、4条の第2項、議会は議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議会の議案を提出し、かつ、出席議員の過半数の賛成により、住民投票の実施を町長に請求することができるとしています。

【委員長】

　議会が町長に請求して、町長が不適切だと考えれば、客観的に却下することになるのか、ならないのか。今回の住民投票条例は常設型でございます。条例を作って欲しいと、住民、町議会、そして町長もご自身で住民投票の実施を請求でき、その判断は町長ご自身が行うことが6条2項に書かれています。ここをどう考え、しっかり作っていくか。先ほど町長の言葉でも、不確実でない方がいいというふうにおっしゃっておられましたが、これからのことを考えると、誰が町長であれ、どう運用されるのか、ここは少し議論すべきだと感じているところでございます。

住民投票の大まかな流れを示した図を作成してください。おそらく住民や議会に説明する場合に、こうしたものがあった方が効果的かと思います。

【事務局】

はい。住民からの請求、議会の請求また町長の発議とそれぞれの流れを作らせていただきます。

【副委員長】

　質問ですけども。4条2項の場合で、議会が請求する場合には、2条の除外の（1）から（7）のについてとか、或いはその本文のところで町長の判断はされないということになるのでしょうか。自動的に住民投票が実施されてしまうのですか。

【事務局】

第4条の第5項に、町長は第1項または第2項の規定による請求があったときは、その請求の内容が第2条第1項各号に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならないと定めております。

第４条第5号の2行目、第2条第2項各号と書いておりますが、第2条第1項各号と訂正をお願いいたします。

【副委員長】

　そうすると、4条の5項によって町長が決めるとなるのですか。町長にすごい権限があるのですね。

【事務局】

はい。現状では町長となっております。

【委員長】

　どういうふうに仕組みを作っていくのかが難しいところです。おそらく住民投票が請求される時は、何らかの対立が町の中で起きているはずです。そのときに、町長の判断が結果に影響を及ぼすこともあるかと思います。他の自治体の事例をいろいろ見たのですけど、どういうふうに決められているのかあまりよくわからない。疑問に思っていたところではありました。

【委員】

　内容の決定ですけど、結局、個別型だったら案件を決めて、それについてということですね。常設型だったら、あらかじめ決めたものに対して町長の判断と、この案ではなっているんですけども、折衷するようなことはできないのですか。結局、第4条を見てみたら請求することができるとは書いてあるが、最終的に今おっしゃったように町長の判断でしないようにもできるということになりますけど、何か請求に関して町長の力の及ばないような、何か縛りをかけた方がいいのではないかと考えます。

【委員長】

　ありがとうございます。町長のこの権限をある程度制約するのか、そのための何か方法があるかないかを検討・議論してほしいというご意見ですね。

【副委員長】

　ただ、中間というのはおそらく難しいと思う。個別型であればこれについて住民投票をしたいということで出すけれども、常設型の場合は一応枠組みを決めておいて、こういう場合に住民投票ができますよと決めておけば何かしたい時に早くできるというものなので、中間はおそらく難しいかなと。

常設型はとりあえず枠組みを決めておくというもので、でも何か決めないといけない、そうすると誰が決めるのかというと町長になる。町長が決めたことについて文句がある人は、裁判でおかしいといえる。

【委員】

　最終的に裁判ができるという手段があるということですね。

【副委員長】

　ただややこしいですから、そこまで至らない間に何とかうまいこといけばいいとは思うのですけどね。

【委員長】

　本当に抽象的というか、まだ起きていないことを想像しながら、条例を考えないといけないということで、ぜひ皆さんのお知恵を、想像を教えていただきたいと思っております。

これは該当しないというときには、もう通知するだけで終わりでしょうか。

【事務局】

そうなります。

【委員長】

　理由は付さないのでしょうか。

【事務局】

そうですね。

【委員長】

　門前払い、理由なしに駄目だと言われてしまうことになります。なかなか難しいですね。

【事務局】

そうですね。門前払いといいますか、理由もなく駄目ですよというのは請求者からすれば納得いかない部分でもあると思います。

先ほどから議論になっています4条5項で、町長は、請求があった時はその請求内容が第２条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならないと、この２条で引っかかる部分については駄目ですとはっきり書いてあるのですけれども、この２条７号の部分がどういう範囲までなのか曖昧な部分があるので、ここの表現をもう少し研究をさせていただけたらなと思います。ここ非常に大事な部分であると思いますので。

【委員長】

　広島市のケースについて調査し、結果を教えていただければと思います。説明責任を果たすために、せめて理由書ぐらいはしっかり書き、代表者だけでなく町民にも示して、町長の判断がよかったかどうかをチェックする方法も考えられるかと思います。その場合は、選挙でという話もあるのかもしれませんが、いずれにせよ結構シビアな状況で、この条例は運用されると思いますので、是非そのあたりについてご検討いただければと思います。住民の方に説明する場合も、そういったことがわかるような書き方の方が良いのかなと思います。

　事務局からご説明がありましたように、住民の方に事前に説明し、参加していただいた上で、納得を得ることが本当に鍵になっておりまして、それができなかった時に、住民投票条例が発動されるということになるかと思います。行政、町の自治というものをレベルアップしていくのが、この条例の大きなところだということで、むしろこの条例がしっかりしていればしっかりしているほど使われないということもあります。是非、そういったところを住民の方、町長、議会にもご理解いただくのが望ましいのかなと思っております。

　終了時間が近づいておりますが、何か他にご質問等はございませんか。

<発言なし>

【委員長】

本日は、第２条について議論しました。もっとも重要な箇所ですので、かなり議論をすることができたかと考えておりますが、決定する状況にはありませんので、引き続き議論を進めてまいります。

今後も1条ずつ読みながら協議をすすめて参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

では次回は、事務局に各市町の事例などの資料を準備していただきたいと思います。本日疑問となった点について、ご意見、ご提案などありましたら、お知らせ願います。

委員の皆様方から、ご発言はよろしいでしょうか。本日は初回でございましたけども、これをもちまして審議を終了いたします。